

1. 中国における遅延審査制度

中国における遅延審査制度は、2019年中国の審査指南の改訂により導入されたもので、2019年11月1日から施行されています。

(1) 趣旨

出願人により多くの審査のチョイスを提供し、審査サイクルを専利のマーケットの動きに合わせてながらマッチさせ、創新主体の多様化の需要に応えます。

例えば、技術分野によっては遅延審査を通じて、請求項の内容及び保護範囲を考えて調整するための時間を稼ぐ必要があることがあります。

(2) 具体的な方法

① 出願審査請求と同時に遅延審査を請求しなければなりません。

② 具体的には、実体審査請求書の「遅延審査を請求する」欄の「1年」、「2年」、「3年」の該当箇所のチェックボックスにチェックを入れます。

(3) 法的効果

希望の遅延年数の期間が満了した時点で、通常の出願審査請求している案件と同様に審査の順番待ちに入ります。

(4) 関連事項（現時点の実務運用）

① 遅延審査の請求後は遅延審査の請求を取下げることができません。

② 実体審査請求と同時に遅延審査の請求をしなければならぬので、実体審査請求後に追加で遅延審査の請求をする手段はありません。

③ 遅延審査の請求を一旦すると、後になって遅延審査請求を解除したい場合でも解除する手段はありません。

* 免責事項

上記内容は、一般論であり、個別具体的な事情は担当の弁理士に相談するようお願いいたします。